

エタリの塩辛愛好会 会則

【はじめに】

エタリはカタクチイワシの地方名で、塩辛は昔から橘湾沿岸の雲仙市小浜町、南串山町を中心に冬場の保存食、常備菜として作られ愛食されてきました。

しかしながら、食生活の多様化、画一化された大量生産の食品の氾濫などにより、近年はエタリの塩辛を作り食べる人の数が激減し、その味が忘れ去られつつあります。

平成17年12月、スローフード協会国際本部（イタリア）が伝統的な食文化を守るために実施している「味の箱舟」計画（食材の世界遺産）の品目に、エタリの塩辛が認定されたことを受け、その普及や伝承の必要性を感じたエタリの塩辛の生産に関わる者が主となり、会を発足しました。

第1条【名称及び本部】

本会は「エタリの塩辛愛好会」と称し、本部を雲仙市小浜町富津の「海の駅」（株式会社ヤマジョウ）に置きます。本部は、会員相互の情報交換の場であり、世間に対する情報発信の場とします。

第2条【目的】

本会は、エタリの塩辛を広く普及させるとともに、製造手法の伝承など後世に遺すために努力します。さらにエタリの塩辛が地域の特産品として、地元の水産業、観光業の発展に貢献できるよう盛り立てていきます。

第3条【事業】

本会は、会の目的を達成するため、次の事業を行います。

- 1) エタリの塩辛に関する普及活動
- 2) エタリの塩辛の製造手法に関する研究、指導
- 3) エタリの塩辛を用いた料理の研究、普及
- 4) エタリの塩辛の歴史など資料収集、整理
- 5) 会報の発行、ホームページを用いた情報発信
- 6) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条【会員】

会員は、本会の趣旨に賛同したエタリの塩辛の生産者、販売者、消費者など塩辛の愛好者とします。年齢、住んでいる地域など一切問いません。会員には、会が発行した会報を配布し、エタリの塩辛の生産や販売情報を提供します。

第5条【役員】

本会に次の役員を置きます。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 理事 若干名
- 4) 監事 1名

第6条【役員を選出、職務】

役員は総会において選出され、任期は3年とします。ただし、再任を妨げません。なお、役員の職務は以下の通りとします。

- 1) 会長は、本会を代表し、会の運営を取りまとめます。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は会の運営を代行します。
- 3) 理事は、事業の企画を立案し、運営にあたります。
- 4) 監事は、本会の会計を監査し総会で報告します。
- 5) 会長は、事務局長を任命することができます。
- 6) 事務局長は、会長を補佐し、連絡調整、会計、事業の記録及び資料の保存などにあたります。

第7条【会議】

本会の会議は、総会及び役員会とします。

- 1) 総会は年1回開催し、本会の事業、決算報告、役員を選出、会則の改廃等の重要項目を決定します。
- 2) 役員会は、第5条の役員で構成し、会の運営に必要な事項を決定します。
- 3) 総会及び役員会は、必要に応じ会長が召集します。
ただし、総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催します。
- 4) 会議の決定は、出席者の過半数をもって決定します。

第8条【会計】

本会の運営に必要な経費は、年度会費及びその他の収入をもってこれにあてます。ただし、会設立初年度は年度会費を徴収せず、次年度以降の総会で年度会費の額を決定します。

第9条【事業年度】

本会の年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。

第10条【細則】

この会則の執行に関して必要な細則は役員会の決定を経て、別に定めます。

【附則】

この会則は、平成18年1月31日から施行します。

エタリの塩辛愛好会 入会申込書

申込日 平成 年 月 日

フリガナ					印
氏 名	(氏)	(名)			
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年		性 別	男性 ・ 女性	
	月 日生 (歳)				
住 所	〒		都・道 府・県		
連絡先	ご自宅				
	携 帯				
	FAX.				
e-mail					
備 考	エタリの塩辛に対する思いを自由にご記入下さい				

本申込書は、お手数ですが以下住所に郵送または Fax.にて送信して下さい。

〒854-0703 雲仙市南串山町丙 10386 天洋丸 竹下敦子
tel&fax. 0957-76-3008

入会手続き完了後、「エタリの塩辛愛好会」会員証を送付致します。

なお、会員の個人情報は本会会報の送付に利用させていただき、事務局が責任をもって管理致します。